

さがえ無事かえる協力ネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域に暮らす認知症等による徘徊により所在不明となった高齢者を関係機関等が連携しながら協力し、早期発見及び保護に向けた見守り体制を整備することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「徘徊高齢者」とは、本市の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者で認知症による徘徊のおそれがある者
- (2) その他前号に規定する者と同等の状況にあると市長が認める者

(事業内容)

第3条 ネットワーク事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次条に掲げる構成機関相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 山形県警察電子メール配信システム運用要領(平成27年4月22日制定。山形県警察本部長通達)により山形県警察本部が実施するメールを活用した「やまがた110ネットワーク」のうち、行方不明者手配情報による徘徊高齢者の搜索、保護及び支援の協力に関すること。
- (3) 徘徊高齢者について地域で行う早期発見の取り組みに関すること。
- (4) その他ネットワーク事業の推進に関すること。

(構成機関)

第4条 ネットワーク事業の構成機関は、次のとおりとする。

- (1) 寒河江警察署
- (2) 寒河江市社会福祉協議会
- (3) 寒河江市民生児童委員連絡協議会
- (4) 寒河江市町会長連合会
- (5) 介護保険関連事業所
- (6) 寒河江市シルバー人材センター
- (7) 認知症キャラバンメイト及び認知症サポーター
- (8) 寒河江市
- (9) その他の関係機関

(会議)

第5条 前条の構成機関において相互の連携とネットワーク機能の強化を図る

ため、必要に応じてネットワーク事業推進会議を開催するものとする。

2 ネットワーク事業推進会議は、市が招集する。

(事務局)

第6条 ネットワーク事業の事務局を高齢者支援課に置く。

(普及啓発等)

第7条 事務局は、第4条の構成機関と連携しながらその他の関係機関や地域の住民等に対して、地域における見守り意識の醸成やネットワーク事業の普及啓発を図るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。